

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ライフネット生命保険株式会社			コード	7157				
提出日	2025/5/21	異動（予定）日		2025/6/22					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	長谷部 潤	社外取締役	○													○	有
2	甲谷 比呂	社外取締役															
3	阿部 絵美麻	社外取締役	○													○	有
4	山下 知之	社外取締役	○													○	有
5	原 夏代	社外取締役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		長谷部潤氏は、金融、ファイナンスにおける豊富な経験、インターネットサービス、テクノロジーセクターにおける経営者としての経験を含む幅広い事業知見を有しています。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める独立社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。
3		阿部絵美麻氏は、弁護士としての経験、法律・ガバナンスに関する高い専門性を有しています。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める独立社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。
4		山下知之氏は、会社経営者としての経験、金融、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める独立社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。
5		原夏代氏は、公認会計士として財務会計に関する高い専門性、ダイバーシティ&インクルージョンに関する幅広い経験や知見を有しています。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める独立社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。

## 4. 補足説明

### 独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との年間取引額が、その連結売上高の2%以上となる者をいう。）又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との年間取引額が、当社の売上高の2%以上となる取引先をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5) 当社の議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額（直近事業年度において個人の場合は年間1,000万円以上、又は、法人・組合等の団体の場合は総収入の2%以上をいう。）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家
- (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。